

# 猟銃等製造（販売）事業廃止の届出

## （法第13条）

猟銃等製造（販売）事業者は、猟銃等製造（販売）事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届けなければなりません。

### ○猟銃等製造（販売）事業廃止届関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 猟銃等製造（販売）事業廃止届出書
- 2 猟銃等製造（販売）事業許可書

○手数料 不要